

議案第9号

鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(184) 略</p> <p><u>(184の2) 計量法第108条第5号ロに掲げる計量証明に必要な知識経験を有する者の認定に係る試験の実施 1件につき5,000円</u></p> <p>(185)～(222) 略</p> <p><u>(222の2) 牛の受精卵の雌雄判別 1個につき21,200円(2個以上の受精卵の雌雄判別を行う場合にあつては、2個目以降は1個につき5,500円)</u></p> <p>(223)～(326) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(184) 略</p> <p>(185)～(222) 略</p> <p>(223)～(326) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第8条関係）		別表第2（第8条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
略		略	
通院入院証明書	1 通につき 1,990円	通院入院証明書	1 通につき 1,990円
診療明細書	1 通につき 420円		
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものに限る。)	1 通につき 1,990円	通院入院証明書以外の証明書	1 通につき 1,990円
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものを除く。)	1 通につき 1,050円		
略		略	

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
略		略	
療養費支払証明書	1 通につき <u>1,050円</u>	療養費支払証明書	1 通につき <u>1,995円</u>
自動車損害賠償責任保険医療証明書	1 通につき 4,200円	自動車損害賠償責任保険医療証明書	1 通につき 4,200円
診療明細書	1 通につき 420円		
通院入院証明書、療養費支払証明書、 <u>自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）</u>	1 通につき 1,995円	通院入院証明書、療養費支払証明書及び自動車損害賠償責任保険医療証明書以外の証明書	1 通につき 1,995円
通院入院証明書、療養費支払証明	1 通につき 1,050円		

書、自動車損害賠償責任保険医療 証明書及び診療明細書以外の証明 書（医師の記載が必要なものを除 く。）		
--	--	--

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。